

<研究ノート>

## 公共図書館の現場で多くの職員が 悩んでいる諸問題

山 本 順 一

図書館の現場を主要な対象とする図書館情報学という分野を守備範囲にしているわたしには、年に何回か講演や研修の講師に声がかかります。現場をもつ学問分野の研究者は、現場が抱え悩んでいる諸問題について、一定の処方箋を描ける‘臨床医’でなければならないと、わたしは常日頃考えているのです。1928年、世界で最初の、当時は‘図書館学’（Library Science）と呼ばれていた分野のPh.D.を発給する博士課程の大学院をおいたシカゴ大学の立ち上がりのファカルティ・メンバーには図書館の現場出身者はニューベリー・ライブラリーにいた印刷史研究で顕著な業績をあげたリー・ピアス・バトラー（Lee Pierce Butler, 1884-1953）がいますが、それ以外は教育学とか社会学の分野に業績を誇る研究者で固められました。すでにアウトサイダーとしての眼で現場を眺めるといふことの大切さが理解されていたのだと思います。

さて、今回、日本の図書館現場にささげる、この拙くささやかなノートのきっかけは、現場在職の知己のひとり、富山県立図書館普及課に勤務されている長田和彦さんから、2016年2月25日に同図書館で北陸地区図書館職員研修会および富山県図書館協会の公共図書館全県研究集会の研修として、「21世紀デジタル・ネットワーク社会における公共図書館と利用者プライバ

---

キーワード：公共図書館，図書館情報学，個人情報，ライブラリー・プライバシー，  
著作権

シー」というタイトルで話すよう依頼されたことにあります。予定された時間が13:30から16:00、2時間半という大学の授業の1コマ(90分)を上回るものでしたので、この機会について現場の人たちが日頃抱えている問題について一緒に考えようと思い、その旨を長田さんに伝え、事前に公共図書館現場からの質問を募っていただいたのです。結果的には、10分程度の休憩をはさみ16:30あたりまで話していましたが、本論も話しくさず、また事前にいただいた質問にも舌足らずで、十分には答えきれませんでした。

本稿は、このときに用意したもの、また話をしながらの聴衆の反応をうかがいながら考えたこと、また終わってから長田さんと話をしながら修正を加えたことを整理したものです。おそらく日本全国の公共図書館現場で広く共通に意識されている問題だと思いましたので、本務校の学内紀要を使って、公開することにしました。現場でひとりの(反面)教師の示した処方箋として活用していただければ幸いです。

このときいただいた現場からの質問は大きく二つに分かれます。ひとつは個人情報の取扱いについてで、いまひとつはそれ以外の現在問題とされている事柄です。具体的には、以下のような質問でした。

#### 1. 個人情報の取扱いについての質問

質問1 図書館のカウンター窓口に設置されている電話にかかってくる通話

質問2 利用者登録申請用紙の男女の別を記入する欄

質問3 図書館資料を借りたまま利用者が亡くなった場合

質問4 地域住民の先祖についての情報

質問5 個人情報や家系に関する情報が掲載されている地区史などの資料

質問6 地域の公的事業の記録に掲載されている個人や家族の情報、家系

図等

質問7 古文書などの歴史資料に掲載されている個人情報

質問8 個人情報保護法施行以前発行の個人情報が掲載された資料

質問9 図書館所蔵の名簿類の利用と複写

質問 10 地域の学校史等掲載の名簿等の取扱い

質問 11 図書館の恒例行事についてHPでお知らせ

質問 12 イベント実施後の撮影写真の館内掲示、館報・広報紙掲載

質問 13 行事の動画撮影、資料としての保存・管理、貸出

質問 14 権利者の許可を得た図書館・郷土に関するニュース映像・記事の  
資料としての所蔵、保存・管理、貸出

質問 15 個人撮影写真の寄贈受入れの利用提供とデジタル化公開

質問 16 メールやSNSで利用者から送られてきた画像やテキストの図書館  
ホームページでの公開

質問 17 図書館（敷地）内の防犯カメラの設置

質問 18 警察からの図書館（敷地）内の防犯カメラ画像の提供依頼

## 2. 日頃、業務上で気になっている事柄

質問 19 現物資料の取寄せに関して

質問 20 住宅地図に関する複写サービス

質問 21 館内における図書館資料のデジカメやケータイによる撮影

質問 22 マンガ等を収集・提供の対象とせず未所蔵の図書館におけるマン  
ガ作品等を相互貸借に込めるとしている所蔵館に対しての利用者か  
らの取寄せ依頼

質問 23 除籍資料の販売

それでははじめることにいたします。

## 1. 個人情報の取扱いについての質問

ひとつめのわたしからの問いかけ（で長田さんが修正して下さったもの）は以下のようなものでした。

図書館利用者の個人情報や図書館資料の取扱いなどで、職務上、プライバシーをめぐる問題でこまったこと、気になっていることなどがあれば、一緒に検討したいと思います。できるだけ具体的に記述してください。

ご存知のように、日本の公共図書館の世界では、「図書館の自由に関する宣言」<sup>1)</sup>という業界規範があります。1954（昭和29）年に日本図書館協会で採択されたこの業界規範は、1979（昭和54）年に改訂され、そのときに「第3 図書館は利用者の秘密を守る」という項目が加えられました。「図書館の自由に関する宣言」のモデルとされたアメリカ図書館協会の「図書館の権利宣言」(Library Bill of Rights, 1939)<sup>2)</sup>では、当初から‘ライブラリー・プライバシー’の理念が当然に随伴する主要な権利利益と認識されていたのですが、検閲の禁止が強く意識された日本では、‘利用者の秘密を守る’という‘ライブラリー・プライバシー’は25年遅れでその大切さが関係者の意識に明確な姿をとってあらわれたのです。

アメリカでは、「図書館の権利宣言」が図書館利用者に保障しようとする権利を‘知的自由’(intellectual freedom)と呼んでいます。‘知的自由’という理念は、「なんらの制約なく、(自分の信じる)思想を保持し、受容し、そして広める自由」<sup>3)</sup>を含むとされています。そのためにはあらゆる思想が盛られた多種多様な図書館資料を安全に読むことが当然の権利とされなければなりません。

世界と国内の民主主義社会を前進させるためには、現在の体制矛盾を批判し、是正させ、ひとりでも多くの市民が幸福に暮らせるよりよい社会を少しずつ建設する必要があります。体制から疎外された創造的批判をする貧しい人びとは先人の知恵に学ばなければならず、求める情報知識に無償でありつづける公共図書館を利用せざるを得ません。そのとき反体制的傾向を帯びた図書館資料を利用しているという事実が露見すれば、体制的秩序維持を図る政府やそこに利益を見出すそのときの多数派による社会的政治的差別、迫害に遭遇することが懸念されます。そのためには矛盾をはらむ体制の改革を図る

---

1) <http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

2) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill>

邦訳は[https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ala\\_1996.html](https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ala_1996.html)

3) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/censorshipfirstamendmentissues/ifcensorshipqanda>

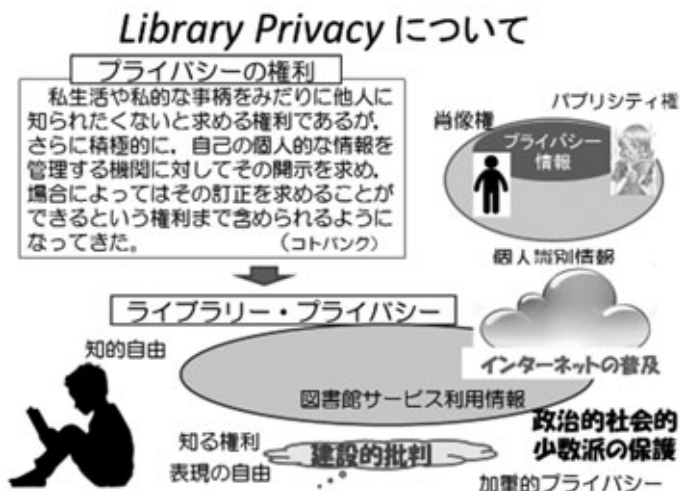


図1 Library Privacyについて

うとする少数派，マイノリティの図書館利用事実を秘密にしておかなければなりません。これがアメリカの図書館界に限らず，実質的に全米50州とワシントンDCで市民の法的権利として保障されている‘ライブラリー・プライバシー’という理念です。この最大多数の最大幸福を目指す図書館に関する素晴らしい法的理念を図解したものが図1の‘Library Privacyについて’です。

この20世紀に生まれた知的自由，ライブラリー・プライバシーという理念は，1990年代以降の急速なインターネットの普及によって，大きく見直されなければならない事態が生じているように思います。誤解をおそれず端的な言い方をします。その引き金は‘ビッグデータ’と‘データマイニング’の効用です。政治経済的に覚醒した少数派および現在の生活を享受する多数派の図書館利用者の生活と存在の安全を総体として確保しながら，その図書館利用事実を生々の形で流出・漏洩させず，匿名化したうえでデータとして利用し，図書館サービスの向上を図るという方向をめざさざるを得ないということです。プライバシーは厳然と守る。しかし，多数の匿名化個人的情

報は利用をするという形での図書館実務の定着が望まれる、とわたしは考えています。

以上のことを押さえて、私が現場の図書館職員の人たちからいただいた具体的な質問に取り組んでいきましょう。

質問1 図書館のカウンター窓口に設置されている電話にかかってくる通話について、日中は事務室に転送しているが、夕方以降はカウンター窓口で受けています。利用状況や調査相談に関する利用者からの問い合わせもあり、気をつけていますが利用者のプライバシーを守れているか不安になります。

‘図書館利用者の秘密を守る’という‘ライブラリー・プライバシー’は、その読書事実やウェブページへのアクセス事実、レファレンス質問などの内容と特定個人識別情報が結合されたときに問題となります。この場合には、電話での問い合わせの内容（が漏れる）ということと個人の特定が通話している担当者の付近にいる第三者の誰でもが容易に推測可能というときに知的自由保護の要請に応えられない懸念が発生することになります。

したがって、通話相手の個人が特定されなければ問題とはなりません。電話で応対する担当者は特定個人の氏名を口にせず、その存在が容易に推知できないような受け答えをすればよいのです。この問題は夕方のカウンター周辺にいる図書館利用者の問題というよりも、むしろ公立図書館の場合には地方自治法34条が定める守秘義務を課された、電話に対応した図書館職員の法的責任が問われます。担当者が常勤、非常勤の地方公務員でなく、指定管理者の職員や派遣職員などの場合は、業者との契約で守秘義務を課しているはずです。

質問2 当市立図書館の利用者登録申請用紙には、男女の別を記入する欄があります。性的マイノリティへの配慮を考えると、今後性別記入欄は削除していかなくてはならないのでしょうか？

ご質問は、本人確認が求められる利用者登録に性別記入が必要かということに尽きます。館内に入ってこられた利用者に対して閲覧サービスその他の情報提供をしたり、図書館ポータルにアクセスしていただき、そのサイト内のウェブページを訪問していただくだけであれば、匿名でもかまいませんし、本人確認はなくてもよいと思います（図書館が管理運営するウェブページに関してはアクセスログが残ります）。大学図書館等とは異なり、多くの日本の公共図書館は入館時にBDSで入館者をチェックするということもありませんから、一見さんの図書館利用については利用者登録が前提にもなっていません。

公共図書館で利用者登録が必要とされるのは、図書館が公共用の資産として保有する図書館資料の貸出し、契約により登録利用者にアクセス可能としている利用者本人による商用データベースのインターネットを通じての利用くらいだと思います。延滞時の返却の督促やベンダーとの契約に従い不正違法なデータベース利用を防止するために本人確認をしなくてはなりません。しかし、記入された利用者登録申請用紙を受付けるときには、運転免許証、学生証などのピクチャーID、健康保険証などの公的文書によって確認しているわけですから（場合によっては本人あてに届けられた手紙やはがきを‘生活の本拠’をもつ実在する人物の証拠として確認することもあります）、性別は必ずしも必須不可欠の本人確認のための個人情報ではないように思います。

利用者登録申請用紙に記入された情報は図書館の能動的サービスの実施にも利用可能です。図書館でなんらかのイベントや事業を行おうとするとき、郵便もしくは電話、eメールを用いた参加の積極的勧誘もするべきだと思います。しかし、このときは利用者登録情報を任意に活用すれば十分です。

結論的にいえば、利用者登録申請用紙の性別欄への記入は任意とすればよく、将来的にこの性別欄を廃止するかどうかは当該図書館が主体的に検討すればよいと思います。むしろ、大切なことは‘LGBT’（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）に対する理解を深めるために図書館

はなにができるかを考えるべきだと思います。アメリカの公共図書館ではLGBTに関する資料を積極的に収集し、そのコーナーや部屋を設置しているところが少なくありません。

質問3 図書館資料を借りたまま利用者が亡くなった場合、家族に返却を求めているが、本のタイトル等を伝えて家の中を探してもらうのは問題がありますか。

探しても本が見つからない場合、賠償の責務は相続人に相続されると考え、了承いただければ家族に弁償を求めています。

故人の債権債務は、原則として遺族に相続されます。したがって、亡くなられた図書館利用者の図書館に対する債務、借りた本は返さなければならぬという債務は、原則として相続人である遺族に引き継がれます。また、このとき貸出資料の書名等の書誌事項を遺族相続人である家族に伝えざるを得ません。当該資料の貸出利用者が存命であればその書名等の書誌データが特定人格と結びつき、ライブラリー・プライバシーを構成しますが、心理的精神的苦悩、負担、苦しみが存在しない死者（の霊）にはプライバシーは存在しません。問題とされる余地があるのは一定の個人に関する事実が喧伝された場合に発生する遺族相続人の精神的打撃ですが、直接遺族に書誌事項を伝え、返却をうながす場合には外部にその情報が漏出する懸念はないはずです。この質問にあるように、故人が借りた図書館資料の返却を遺族にお願いすることには問題はありません。

個人情報保護法2条1項にも、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定められています。（ちなみに、鳥取県の「個人情報保護条例」では個人情報保護の‘個人’の取扱いについては、「死者」も含まれる解釈になっていますが、それは「死者の情報は、個人情報に含まれる。その理由は、死者の情報であっても、適正に管理する必要があることと、実務上、すべての個人情報について、生存する者の情報



であるかどうか確認することが困難なためである」<sup>4)</sup>と記述されているように、行政作用の便宜を優先させたものと理解できます。

また、故人（被相続人）および遺族（相続人）の故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害（図書館資料の消失）することになったわけですから、民法709条にしたがって、遺族（相続人）は債権者である図書館に対して損害を賠償する責任（同一著作の弁済）を負うこととなります。

当該貸出資料と同じ資料を受け入れるのに必要な現金による弁済でも、現物による弁済でもかまいません。貸出資料が絶版などの事情で市場から入手できない場合には類書によって代替させることにも合理性があります。

ひとつ余計な事柄についてふれておきます。当該図書館が観光地や都心など社会移動が頻繁に発生する地域に立地している場合には、貸出資料を返却することなく転居する人たちが少なくありません。この場合も転居先が分かれば、本人に返却をお願いすることになります。とくに有名な温泉その他の観光資源を擁するところでは、派遣やアルバイトなどの短期雇用による短期居住の住民利用者が図書館資料を借りたまま所在不明となるケースも少なくありません。このような場合には回収不能となります。外国の公共図書館のなかには、避暑地やリゾート地などに夏期だけ開館する図書館があるようですが、貸出返却等のサービスについて資料管理上一定の基本方針が必要となります。

質問4 地域住民の先祖についての情報は、どこまでプライバシーへの配慮が必要か。時代の観点と情報の内容（住所や家系、功績、経歴、身分、病歴や犯罪歴等）の観点からどうあるべきか教えてください。

アメリカでは、歴史的資料コレクションを整備した公共図書館が市民のルーツ探し、先祖探検の場として大いに利用され、系図学、系譜学と訳され

4) 「(鳥取県) 個人情報保護条例の趣旨、解釈及び運用」 p. 3.

<<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/424047/h25kojinnaikashakuunnyou.pdf>>

る‘genealogy’の調査研究手法を教えることが図書館の役割ともされています。そのようなアマチュア市民研究者の系図学研究がプライバシー侵害にあたるというような議論は聞いたことがありません。このような質問が出てくること自体がきわめて日本的だと思います。

質問2で説明したように、宗教観は別として、個人情報保護法にも明らかなように、物理的にすでに生命反応がなく静止的な物体、もしくは物質的実在の消失した死者（dead body, dead person）には法的に保護すべき人格的利益は存在しません。‘プライバシーへの配慮’が必要なのは現に生存している個人だけです。

著作権法には‘著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護’を定めた60条の規定があります。「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」とありますが、これも死者に向けられたというよりも現存する人たちの死者に対するマナーという社会的価値を尊重するもので、その保護法益は遺族や近親者の感情を慰撫することにあるとしても、地上から消滅した死者に帰属するはずがありません。

質問5 個人情報や家系に関する情報が掲載されている地区史などの資料が寄贈された場合の取扱い（配架場所、複写等）については、どのような形で寄贈者の意向を尊重すればよいのか。また、同様の郷土資料、地域行政資料について、過去に寄贈された資料につき、寄贈者の意向が確認できない場合はどのように判断すればよいのか。

出版、公刊された資料は、基本的に社会に広く公表されたものです。原則的に図書館が利用に供する場合に秘すべき、利用制限をかけるべきものとは考えられません。もっとも、土地改良事業（圃場整備）や土地区画整理事

業、都市計画事業、都市再開発事業などの公的事業の報告書などで、地権者の氏名や関係情報、家系にかかわる情報が直接ないし間接に掲載されていることは少なくありません。このような情報は事業実施の前後にマスメディアなどによって周知され、公知の事実となっていることが多いと思われます。なんらの条件も付されず寄贈された場合には、原則として通常の利用提供となります。寄贈者が寄贈にあたって、郷土資料コーナーなど特定の配架場所を指定したり、家系図などの情報の取扱いについて一定の利用制限をかけることを条件とした場合には、その合理性を勘案し、その意向を尊重すべきだと思います。多くの場合は、うえに述べた通り、もともと広知ないし公知の事実でしょうから安易に利用制限に応じるべきではなく、原則を述べ説得に努めるべきです。

このような資料を過去において寄贈者からなんらの条件を付されることなく図書館が受け入れた場合には、あらためて寄贈者ないしその遺族に意向を徴する必然性はありません。図書館が合理的な思考をし、独自に取扱いを決めればよいのです。

問題は、掲載されている家系図、故人の情報が現存する特定個人の基本的な人権の侵害につながるおそれがあるときです。相当の蓋然性で特定個人にいわれのない（切迫した）被害の発生が懸念されるときのみ、図書館は複写・複製の制限等を含む利用制限を検討する余地があります。

質問6 土地改良事業や区画整理事業、都市計画事業、都市再開発事業など、地域の公的事業の記録として、かつて地方自治体や公的団体が編集刊行した古い資料で、特定個人や家族の情報、地権者等の家系図が掲載されている図書館資料の取り扱いにつきアドバイスがほしい。

地方自治体や公的団体がその名義で編集公刊された資料は、2016年現在の著作権の存続期間は公表後50年ですが、このような場合の対応については著作権は関係ありません。現存する特定の関係者への人権配慮だけが求められます。個人情報や家系図が親族や遺族、関係者の権利利益に影響が生ず

るおそれがなければ地元社会の貴重な歴史的情報として利用に供するべきです。当該資料が直接言及している本人が死者の場合、その個人情報保護する必要はありません。現存する個人へのなんらかの影響が懸念される場合でも、学術研究目的をもつ利用の場合には配慮が期待されることがあり得ます。

質問7 図書館では、古文書などの歴史資料がよく利用されます。‘戦後70年’とはいいますが、図書館はどの時代までの個人情報を守ろうとすればよいのでしょうか？江戸時代、明治期に書かれたもの、公表・出版されたものなら大丈夫なのでしょうか。

アメリカの外交文書は、作成後20年以上が経過したものは公開の方向で管理されています。日本では、30年を経過した外交記録は公表する建前とされているようです。人の世は‘歴史は捏造できる’という認識理解をもつべきではなく、将来に同じ過ちをしないように努めるという意味でも、‘歴史に裁かれる’という政治社会的感覚をもつべきだと思います。そういう意味ではすべての歴史文書は図書館資料の一部を構成するかどうかの問題ではなく、いずれすべてを白日のもとに晒けだすべく保存・管理すべきものと考えます。

質問に即して答えます。図書館が守らなければならないのは、現存する特定可能な関係者の基本的人権です。配偶者、孫、子や現存する関係者の利益にまったく影響を及ぼす懸念のない死者の個人情報は保護する必要はありません。江戸時代、明治期に作成された文書であっても、そこに記述されている事実が現在の差別や迫害につながると思われるような場合には、有識者を交えた図書館内での検討を経て利用制限をかけることはあり得ます。このとき過去の差別を糾弾し、現在の平等を説こうとする研究目的の利用にまで一律制限を課すべきではないと考えます。

ちなみに、この場合、必ずしも著作権の存続期間には関係がありません。書簡など未公表著作物については公表権が関わってくる余地はありますが、公表された著作物については現存する特定個人への影響だけを考慮すれば十分です。

質問8 個人情報保護法施行以前の資料の復刻版で個人の住所等が掲載されたものを発行元から寄贈された場合、貸出や閲覧についてどのように取り扱うか。

組織の内部資料でなく、公刊された出版物については、そこに掲載された事実は一般に公知のものとなります。掲載された出版物の内容については、一義的にはその出版社が責任を負うものであり、民主主義社会において格別の意義をもつ図書館といえども、公表された事実についてはその流通の経路のひとつに過ぎません。日本の個人情報保護法は多義的であいまいな主観的利益の実態をもつプライバシーを定義せず、広汎な個人識別情報の取扱いを規律する構成となっています。当事者の主観的利益よりも知る権利、知的自由という対社会的な視点を重視する図書館にあっては、プライバシー配慮の確定判決でもない限り、原則として公刊物を利用に供すべきです。

もっとも、この質問がなされる背景として、2007（平成19）年に休刊された「日本紳士録」のような事情があるように思います。中央省庁の局長級以上、上場企業役員、作家、弁護士、医師など約10万人の経歴や住所、家族関係などが記された「日本紳士録」は、福澤諭吉が設立した交詢社が1889（明治22）年に発行し、後に株式会社ぎょうせいの発行となり80版を重ねた人名録です。この「日本紳士録」に対して、2005（平成17）年に個人情報保護法が実施されてから、相次いで削除依頼があったとのこと。個人情報保護法23条2項のオプトアウト規定を適用し、対応するようになったわけですが、円滑な編集公刊が難しくなり、休刊に追い込まれたようです。

個人情報保護法を契機として個人識別情報についてきわめて神経質な雰囲気醸成が醸し出されたことは事実ですが、わたしたちの社会生活において人物情報や企業情報などに対する情報需要が減じたわけではありません。図書館には生存する本人や遺族等の関係者等の人権への配慮が望まれますが、図書館が収集する資料は一般にすでに公刊、公表されたもので、基本的にはそこではじめてなんらかの権利侵害が発生するということはありません。当事者と出版社との関係に直接接続するものではなく、法的には切断されています。

個人史は文学作品や歴史研究など学術活動にもかわり、また欧米を含む諸外国ではアマチュアの系図学（genealogy）研究を支援することは図書館の主要なサービスだと認識されています。

質問9 個人情報保護の観点、発行所の要請等から、利用者に対して名簿の複写はお断りしていますが、他館ではどのような対応をしておられるのかお聞きしたい。

このような質問がなされること自体がこの問題について当該図書館の主体的検討によって図書館利用者の利益をほんとうに守ろうとする独自の哲学の形成につながるのであれば大いに意味があると思いますが、無批判に事なかれの横並びの図書館サービス運営に資するものであれば哀しい現実にはなりません。

2003（平成15）年に個人情報保護法が成立、施行されて以降、自治体では個人情報保護条例が実施され、多くの公共図書館で住所、氏名を掲載した名簿等の閲覧制限が行われるようになり、名簿等が収集の対象から除外されることさえあられています。「図書館資料複写取扱規程」とか「図書館資料の個人情報取扱規程」などを定め、「電話帳（ハローページ）、名簿の類の複写は認めない」とか、「各種の名簿、名鑑、人名録類の閲覧・貸出しを禁止する」としているところが少なくないようです。もっとも、名簿等を閲覧に供していれば、手書きによる書写およびケータイによる撮影まで干渉することは現実に困難で実際のところ複製はOKですから、複写・貸出の禁止には意味があるようには思えません。やっかいなことに巻き込まれるのをきらうこの国の図書館の体質が端的にあらわれているに過ぎません。「一般に販売されている資料、広く配布されている資料、被掲載者の承諾を得た場合を除く」とあるのは、公知、周知の情報ですから情報提供機関としては当然の措置です。

日本図書館協会は、2006年10月、内閣府に対して意見を提出しており<sup>5)</sup>、

5) <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/hogohoupubcom.html>

そこでは「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務」とし、「図書館は、自らの責任において作成した収集方針に基づき、国民の知る自由を保障するために必要と考えられる資料を可能な限り収集」し、「図書館は、国民の知る自由を保障するため、人権又はプライバシーを侵害するなどの正当な理由がない限り、原則として国民に（名簿等を含む）すべての図書館資料を提供する」ことを確認しています。また、公共図書館現場の職員が主体となっている図書館問題研究会は「国立国会図書館や全国の公立図書館では、各種名簿や電話帳、住宅地図に至るまで様々な利用制限措置が拡大している」現実を指摘し、「国民の知る権利」の意義を認識しつつ「『個人情報』の有用性」に配慮し、名簿等も含めて、今後も図書館の任務である「資料収集」「資料提供」「資料保存」を萎縮することなく行うこと」を要請しています<sup>6)</sup>。

歴史上の偉人や変人奇人、地域社会に大きな貢献をした人たち、身近なすばらしい生き方をしたなかば公的な人物、とんでもなく許せない犯罪、反社会的行為を行った反面教師的人物、そしてさまざまなイベントに招こうとする文化人やタレント、このような過去および現在の人物の情報の流通を阻害する図書館というものがあり得るのかどうか考えてみれば、このような質問が出てくること自体がこの国の図書館の不自然さを象徴しているように思います。物故した人物以外に、架空の人物、現存する実在の内外の人物まで収録した人名事典の存在までこの国の心ある図書館は否定するつもりではないと思えません。

質問 10 地元の学校が編纂した学校史等で名簿のあるもの含む名簿類の取り扱いについて当図書館は以下のような取扱いをしています。

- ・住所・電話番号等の記載があるものを非公開にしている。
- ・利用者用OPACのデータベースには書誌データを掲載しておらず、利用者がOPACを検索しても名簿類はヒットせず、利用者からは書誌

6) <http://www.jca.apc.org/tomonken/meiboapeal.html>



データが見えない。

・学校史等の一部に名簿がある場合、名簿部分を袋とじにしている。

Q1. このような場合、いつまで名簿類掲載の事実データを非公開しておくべきか？ 「歴史的資料」になれば公開してよいのか？ たとえば、発行後50年や100年で公開するといった基準を設けることはできないのか？

Q2. その存在を利用者に隠している名簿類をレファレンスに利用することの是非。

たとえば、(住所・電話番号は答えず)名前記載の有無のみを聞かれた場合は、回答してもよいか？ そもそも、利用者に対しては「ない」ことになっている資料をレファレンスに利用してもよいか？ たとえば、古く出版された農村部の土地改良事業の資料のように、家系図や個人情報が含まれているものの取り扱いが分からない。

地元の小学校や中学校、高校などの周年記念誌などに掲載される卒業生の名簿やそこに勤務していた教職員のリストは、必ずしも公人とはいえず、コミュニティの片隅でけなげに生きている市井の人たちの存在を明らかにするものであり、公的記録ではあっても、公知・周知の情報とは言えず、そこに記載されている氏名、住所、電話番号が特定の用途に利用されたり、他の当該個人の情報と結合されることにより、プライバシーに接近する情報となり得る可能性は否定できません。この質問で前提とされている当該図書館の名簿類の取扱いは、これまでその図書館が経験した面白くない事件に学んだものかもしれませんが、一定程度その図書館の‘見識’を示しているようにも感じられます。しかし、当該名簿類の個々の書誌データを事務用データベースには保存し利用しながら、利用者に公開しているWeb-OPACなどではその存在をすべて秘匿しているというやり方には賛成できません。多くの機密を抱えたアメリカの大統領図書館などでは、その文書の存在は明らかにしつつ秘密指定をかけるというやり方をしています。わたしはこの取扱いのほうが民主主義にかなうフェアなやり方だと信じていますし、知的自由のガーディア



ンとしての図書館のまっとうな行き方と思っています。

Q1では、外交文書20年とか30年とかいうような、なにか一律の公開基準が設定できないかという問いかけですが、個々人の基本的人権の保護は個別の事情を背景にするもので、差別や不利益待遇を引き起こしかねない具体的な人権侵害のおそれが認識、理解される限り、当該図書館の‘見識’は維持されるべきだと思います。たとえば、一応公開基準を30年としておき、本人や遺族の意向、客観的事情の検討によって利用制限を解除するということは考えられると思います。一定公開基準に到達する以前はオプトイン、以後はオプトアウトというやり方も考慮できるかも知れません。

Q2は図書館サービスメニューのなかでレファレンスサービスをどのように位置づけるかということにも関わり、うえに述べた矛盾が露呈した状況です。書誌データは事務用と利用者用のOPACにあげておき、秘密指定をしておき、特定の図書館職員だけにアクセスする権限を与えておけば、レファレンスサービスではその利用は利用者の利益をも考慮しつつ、バランスのとれた個別的な裁量的対応が可能となります。出典を明らかにし、人権侵害になりかねず露見をおそれる事実は伏せての当該資料の複製提供も可能となります。情報公開制度や個人情報保護制度の精神を考えれば、このやり方のほうがはるかに望ましいと、わたしは考えます。

質問11 図書館の恒例行事をHPでお知らせしようとしています。昨年度開催の記録写真をともに掲示したい。一般人を含む参加者が写っているのですが問題ありませんか？

公共図書館ではさまざまな行事、イベントが行われています。その様子を図書館の実績として広く知ってもらい、さらに参加者を拡大しようとして、マーケティングの意味も含めてインターネット上に公表することには合理性があります。そのとき当該行事、イベントに参加した利用者の肖像を図書館のホームページに公開しようとするときに‘プライバシー’が問題となるわけです。図書館という空間は館内とそこから接続する敷地内から構成されま

す。図書館主催のイベントが接続する公園や公道など図書館敷地外で行われる場合には、駅頭や繁華街と同様、特定個人を対象とせず、群集として撮影される場合にはホームページにあげても特段の問題は生じないと思われます。

広範囲で複合的イベントである‘図書館まつり’や‘リサイクルブックフェア’など市民に開かれた催し物についても、一応、衆人環視の状況で実施されていれば、特定個人を被写体とせず、当該イベントの一コマとして記録された画像を利用する限りまずは問題にならないと思われます。図書館の壁面を利用したり、ショーケースを用いたり、テーブルなどを使っての資料展示イベントの参加者を撮影する場合も同様です。書庫やバックヤードを含む図書館見学や図書館ツアーもまた同様に考えればよいのですが、10人以内の小集団を対象とする場合には撮影範囲が狭まり、個人識別が可能になるとわれ、許諾を得るべきだと思います。小学生などの‘一日図書館員’を対象とする場合には、保護者から許諾を得る必要があります。

講演会、音楽演奏会、映画やビデオの鑑賞会、ビブリオバトルなど、シアターや研修室、視聴覚室、多目的室などで30名程度の催しを参加者の背後から撮影した画像や、顔認証にたえない解像度の正面群集画像の場合は問題ありません。

児童サービスでは、お話会や紙芝居などのほか、最近ではぬいぐるみのお泊まり会なども行われています。頻繁に図書館を利用されているヘビーユーザーで構成される10人内外の特定少数で、児童や保護者の個人識別が可能な画像をホームページにあげようとする場合には許諾を得なければなりません。

工作教室、折り紙教室、図書の装備や製本の講習会など、特定の空間に集結して作業をする場合には参加者個々人の姿態、仕草を対象とする画像となるでしょうから利用許諾が必要ですし、撮影画像の用途にホームページにアップすることが予見しうる場合にはあらかじめ一定の参加者から許諾を得ておき、許諾済みの人たちだけを撮影した画像を用いるようにすればよいでしょう。

もっとも、いずれの場合においても、モザイクを施し、トラブルを回避するという手段もとれますが、臨場感に乏しく、生気を感じられないイベント画像になるといううらみがあります。

関係しそうな判例をひとつあげておきます。「風景写真と言えなくもないが、原告がかなり大きく写っており、横顔とはいえ原告をよく知っている者が見れば被写体が原告であることが容易に判断できるものと認められる。したがって、このような写真の無断撮影、掲載は原告の肖像権を侵害するものと認めるのが相当である。」（青森地判平7・3・28（判例時報1546号88頁））

質問12 図書館でイベントを行った後に「こんな催しをしました」的に館内に写真を掲示したり、図書館のカウンターで配布する館報や自治体の広報誌に写真を掲載するような場合はどうでしょうか。

客観的にみて衆人環視の状況下での群集画像か、主観的にも見事に自分だと当事者が感得するだけでなく、知人があのひとだと識別しうる特定個人、少数者の画像であるかが判断の基準だということは上の場合と変わりません。もっとも、カラー画像がインターネットを伝って世界中に拡散する可能性がある図書館が管理運営するホームページと伝達可能範囲が来館者と地元コミュニティに限定される場合とは当事者のプライバシーを意識する程度が異なります。カラー画像ではなく、モノカラーの写真小片だとプライバシー侵害意識はもちにくく、問題とはされにくいといえます。いずれにしても、特定個人が識別可能な場合には、事前もしくは事後に許諾を得るべきだと思います。

質問13 行事の様子を動画で撮影し図書館の資料として所蔵し、保存・管理することは可能ですか。また、貸出に供することは可能ですか。

公共図書館のサービスメニューについて定めた図書館法3条の冒頭、同条1号に、郷土資料、地方行政資料を収集し、一般公衆の利用に供することがあげられています。無形文化財や図書館行事を含む地元コミュニティで行われるイベントを動画として記録し、文化財として保存することは可能かと問

われる以前に、それは図書館の主要な任務で、存在意義の一部を構成します。図書館は主体的にコミュニティの主な行事のありさまを動画撮影し歴史的・文化的史料（資料）として保存・管理すべきですし、コミュニティのアイデンティティ確保のためにこれを差しさわりのない範囲で貸出しを含む利用に供すべきです。もっとも、保存を超えて積極的に館内視聴、館外貸出に提供する場合には、群像を超えてコミュニティ社会の内部に定住する特定個人が識別可能な部分については事前ないし事後に利用許諾を得ることが望まれますし、モザイクをかけることが考慮されるべきだと思います。

質問 14 テレビや新聞のニュース等で図書館や、郷土に関する内容が図書館資料として興味深いものであった場合、ニュース制作者側の許可が得られれば、一般人が映りこんでいるものを資料として所蔵し、保存・管理することは可能ですか。また、貸出に供することは可能でしょうか。

テレビや新聞等で放送されたニュースについては、原則的にニュース制作者である放送局や新聞社が権利を保有しています。市民や図書館職員が私的に複製したもの、あるいは図書館が業務の一環として複製したものにつき、放送局の許諾が得られれば当該複製およびその複製物を公的に資料として保存・管理することができます。

かつてニュースとして放送・公表されたものが放送・公表後50年を経過している場合には著作権および放送事業者としての著作隣接権が消滅していますので、著作権やそのニュースに関連して登場する人物などのプライバシーの権利等の配慮すべき権利が存在しない場合には、一般に館内視聴に問題はなく、ビデオやDVDにしての貸出にも問題はありませぬ。ただし、著作権法41条が定める事件を伝える時事的報道としての性質は喪失しているので、新聞や映像に出てくる特定の著作物が著作権法30条の2に規定する添え物としての写り込みを超えて認識されるときには当該著作物の権利処理が必要となります。

対象とされるニュース記事・映像に新聞社・放送局の著作権、放送事業者

としての権利が存続している場合といえども、商業映画とは異なり、当該ニュース記事や映像で特定人物の振る舞いや建築の著作物や公開の美術の著作物でない著作物が撮影されていることが見事に認識できる場合には、当該ニュース記事・映像の複製を保存・管理を超えて利用に供する場合には許諾を得ることが望まれます。

質問 15 図書館が受け入れた資料として、個人の方が撮影された祭りの山車の写真（昭和 44 年～）があります。山車と一緒に多くの参加者・一般人がそこに写っています。その写真を開架に配置しても問題ないか。また、HPなどでデジタル資料として公開しても大丈夫ですか。

各地でその地域でよく知られた恒例のお祭りなどのイベントが開催されています。地域コミュニティの無形文化財としてだけでなく、観光情報としても貴重なもので、地元コミュニティの求心力のひとつを構成する図書館としては積極的に制作、保存、管理、提供すべきものです。それを撮影された市民から写真や動画の寄贈を受けた場合には、図書館に保存、利用をゆだねているわけですから、著作権は処理されているわけですが、できれば書面でその旨を明らかにしておくほうがよいと思います。

被写体が特定個人や少数人の場合には肖像権の処理が必要です。衆人環視の不特定多数のイベント参加の群像については、写真のリアル展示、動画の館内上映については、まず原則として問題が発生することはありません。デジタル化し、図書館の公式ホームページなどで広くインターネット公開する場合、誰がどのような意図をもってアクセスするか分からず問題となります。たまたまそこに居合わせた多数人が写っている場合には肖像権処理は困難です。群像でも、その写真や動画の中心、焦点があっている踊り子やダンサー、イベントの主要なメンバーについては許諾を得たほうがよいでしょう。いずれにしても、許諾のない部分についても、図書館が民法 709 条のいう不法行為責任を問われることはまずないものと思われませんが、インターネット上にあげる場合にはモザイクをかけるのが安全といえます。

質問 16 たとえば、利用者から、文章のほか画像が付された「自宅の庭に桜が咲きました！」とのメールが図書館に送られてくるなど、そのメールやSNSに十分な話題性があるような場合の図書館の対応についてご教示願いたい。利用者からのメールには、文章のなかに個人の氏名や属性についての情報があり、貼付されていた写真には人物が写り、撮影の日時が付されている。メールやSNSで、本人は図書館のHPコーナーで取り上げ公開することを希望している。本人の明示的な公開の許可があるが、この場合でも懸念される問題はありますか。

まず一般論からはじめることにします。本人が作成した個性が認められる文章、本人が撮影した画像や動画については、公表するかどうか、公開の範囲等については本人が決定できます。SNSでは画像などを投稿公開する場合には、本人に公開の範囲を設定させることになっています。この質問では図書館にあてて、「面白いでしょ。図書館のホームページにあげてみんなに公開し、知らせてください」ということですから、明示的な公開の許諾が示されており、図書館として周知することに意義があると判断すれば一般にはメルマガやネット上に公開できるということになりそうです。

しかし、実際に当該利用者の意向に応じて図書館がネット上に投稿された文章、画像を利用する場合には、さらに検討すべきことが残されています。当該写真が青空を背景にした見事に咲き誇る桜だけの場合には、投稿者はその写真を撮影した著作権者でしょうから権利の対象である写真の無償公開を許諾しており、図書館は問題なく利用できます。撮影日時が付されている場合でも、桜の‘自宅の庭’は私的空間で第三者の無断の立ち入りを許容する公開のスペースではありません。セルフタイマーか自分撮り（セルフイー）で撮影された被写体が投稿した本人だけの場合はOKされているので問題ないのですが、投稿者の家族や近親者であっても自宅の庭は衆人環視のパブリックな空間ではなく、自分がそのときそこにいることはその場に居合わせた人たちしか知らないはずだとの認識、期待には合理性が認められません。日時情報の付加も問題となりえます。文章中の個人の氏名等についても、

一般的には第三者については許諾を得るか匿名処理をすることになります。

このような場合の画像は、桜の風景写真かせいぜい投稿者本人および誰でもあるか識別不可能の後ろ姿などの写り込みにとどめるべきです。

質問 17 図書館の入り口や館内に防犯カメラの設置を考えています。図書館が防犯カメラを設置することに何か問題はないか。利用者に「防犯カメラ作動中」などの周知が必要か。(犯罪抑止のためには実施したいのだが…。) 警察からの情報提供依頼にはどう対応すべきか。

現実には多くの公共施設で防犯カメラ（監視カメラ）が設置されています。すでに防犯カメラを設置している図書館も少なくないように思います。そこでは館内での図書館資料や利用者の私物の盗難防止や児童の安全確保、トラブルの防止と解決などが考慮されています。注意喚起と望ましくない事態の未然防止のために「防犯カメラ作動中」とのサインの掲示も考慮に値します。しかし、図書館利用者が一定の具体的な特定の情報資料や一定のトピックの文献情報探索という利用目的をもって図書館に来館していることは、'知的自由' '図書館の自由' と密接なかかわりを持つことで、図書館利用情報を構成することに思い至れば、慎重に対応すべき事柄ということは容易に理解できるかと思えます。図書館という公共的な公開の空間での安全確保の観点からの防犯カメラの設置に問題があるのではなく、そこでは録画蓄積される個人情報が必要な範囲内にとどめられるべきで、流出漏洩させないことは当然です。刑事訴訟法 197 条 2 項に定められる警察の照会には慎重に対応すべきで、原則として憲法 33 条に定められた裁判所の捜査令状を待つて応じるべきだと考えます。またこのとき図書館職員の立会いのもとで行うべきであり、'被疑者不詳' とか日時を特定しない長期にわたる対象期間を許容し、特定、限定なく記録画像をまるごと提供し、第三者の権利利益の侵害に及ぶことが懸念されるような事態は回避すべきです。

大学図書館で学生証や利用者登録証がBDSの通過の要件とされている場合には、そのログについても同様の取扱いが望まれます。



個人の容姿姿態が撮影された防犯カメラ（監視カメラ）の記録画像は一定の期間経過後は消去されるべきものです。

質問 18 図書館の敷地内もしくは館内で盗難などの事件があったとして、防犯カメラに映った映像を警察に提出を求められた場合、提出の際の注意点などがありますか。

これまでもみたとおり、市民社会の安全・安心確保のために、公共の空間ないしは不特定多数の消費者が訪れる施設に監視カメラ、防犯カメラが設置されるのは当然のこととされる状況にあります。すでに多数の市民が利用する公共図書館にも防犯カメラが設置されていることは珍しくありません。しかし、図書館は読書の自由が守られるはずの知的自由、図書館の自由が保障されるべき施設で、特定個人の思想信条の抑圧につながる政治警察に加担することは自らの存在意義を否定することになります。

図書館利用者が警察に盗難等の被害を届け出、そのかけがえのない被害物品の回復に助力する義務を果たそうとする場合には裁判所が発給する令状を前提とするべきで、図書館職員立会いのもとに特定された範囲の録画画像を確認し、事件の解決に必須不可欠の部分だけの複製を提供することになります。オリジナルの録画画像をそっくりそのまま警察に引き渡すことは取り調べの可視化を推進している現下の司法警察活動の民主化に反する性質をもちます。利用者の知的自由を保障するためにも、図書館が第三者の別件逮捕の口実を与えることのないように、主体的に無辜の利用者を救済できる余地をもたなければなりません。

図書館利用者が盗難被害を警察に届け出ることなく、図書館に直接その事実を申し出た場合には図書館で特定された範囲の録画を確認し、被害事実が明らかになったときには、被害者とともに解決を図り、場合によっては警察に届け出、しかるべき解決を図ることになります。

このような問題は大学図書館でも日常的に発生する可能性があるもので、教育機関である大学の一部局である図書館は当該学生の人的成長に資するよ



う配慮し、解決に努めるべきだと思います。事件を隠蔽する体質は排斥すべきですが、安易に警察捜査を学内に引き込むのは教育的に得策だとは思えません。

## 2. 日頃、業務上で気になっている事柄についての質問

研修参加者に対するわたしからの事前質問の二つ目は以下のようなものでした。

公共図書館の現場でいま働かれているご自身が抱えていて、気になっている問題、悩んでいる事柄など、できるだけ具体的に記述してください。一緒に考えてみたいと思います。

この問いかけに応えた参加者の質問は‘インターネット時代のライブラリー・プライベート’という当日のわたしの主たる講演内容には直結するものではなかったのですが、多くの日本の公共図書館現場で働く人たちが共通に悩んでいる問題であることは承知していました。

質問 19 公共図書館はどこでも利用者から未所蔵の資料の取り寄せのリクエストを受けつけています。また、一度の貸出サービスで貸出冊数無制限としているところもありますが、多くの図書館は貸出冊数に上限があり、その範囲でこの図書館相互協力 (ILL: Inter-Library Loan) の図書館間の現物貸借に対応していると思います。図書館で未所蔵の資料の取り寄せ業務に関連して、どのような資料管理をされているか情報交換できればと思います。

当館は、一度に貸出を申し込める冊数は、返却待ち、未所蔵本へのリクエスト合わせて10冊までとしており、年間ILL活用の資料の取り寄せに上限はありません。未所蔵資料の相互貸借をたくさん申し込まれる方は、家族名義の図書貸出カードも使って申し込みをされています。

市町村立図書館は、利用者の求めに応じて中央館と分館との間で、どのような手段方法であれ、資料の融通をするのは当たり前で、そこで発生する経費について特段利用者に請求するところはないはずです。また、どこの市町村立図書館も近隣の公共図書館から取り寄せる場合、あるいはその設置自治

体が包摂される都道府県立図書館からの取り寄せは一般に都道府県立図書館が運営ないし委託している連絡車の配送便等を利用することにより実施しているので、一般にその経費は利用者に転嫁されることはありません。この質問の背景には、都道府県を越えた未所蔵資料の取り寄せにかかる物流に要する経費について、特定の利用者だけが多大の便益を受けることをきらう、それぞれの市町村立図書館自身が予算面でそもそも物流経費の財源捻出が窮屈であるという事情が存在するものと思われます。取寄せられた資料の利用についても、借受館の通常の図書館資料と同等の利用を認めるところもあれば、貸出館の要請を受けてか受けないでか、館内閲覧限りとしているところもあります。都道府県を越える資料の相互利用については、関係都道府県立図書館の間でブロックごとの広域協定を結んで実施しています。そこで物流に要する往復の経費については取り決めにしたがって処理されています。しかし、この所要経費を利用者に転嫁するかどうか、どのような支払いの範囲にするかはそれぞれの設置自治体が決定することになります。利用者の図書館利用という法的権利に関わることですから、当然条例等によって定めることだと思えます。

都市圏に住んでいても、農村部に居住していても図書館利用という国民の法的権利が十分に保障されなければならないと考えるのであれば、北欧諸国のように公的セクターが所要経費を負担し、無償の公的サービスとすべきです。

大学図書館についていえば、アメリカの大学図書館では学術雑誌の複製依頼を含むILLの経費については、依頼館の利用学生に所要経費を転嫁することはありません。日本の大半の大学図書館は未所蔵資料のILLサービスの提供に関しては利用学生に所要経費を転嫁していますが、これはまじめによく勉強する学生、研究熱心な院生に費用を負担させることになり、授業料の二重取りに相当する行為だと、わたしは考えています。図書館資料が相対的に充実している研究を重視する総合大学の図書館を利用する学生と貧弱な図書館を利用する学部主体の単科大学の学生との間で実質的に享受する教育を受ける権利、学問の自由の格差を放置・肯定するとともに、ろくに図書館整備

に金をかけようとしめない教育研究支援に後ろ向きの大学当局の姿勢を結果的に支持することになる高等教育行政はあまりにもお粗末です（情報通信ネットワークが整備された今日では、本気で対応する気になれば、アメリカの大学と同様、一定の解決が図ることができる問題だとわたしは認識しています）。

質問 20 住宅地図の複写は見開き2頁のうち1頁のみ許可されているが、複写したい箇所が下図のように2頁にまたがっている場合、どうしたらよいか。

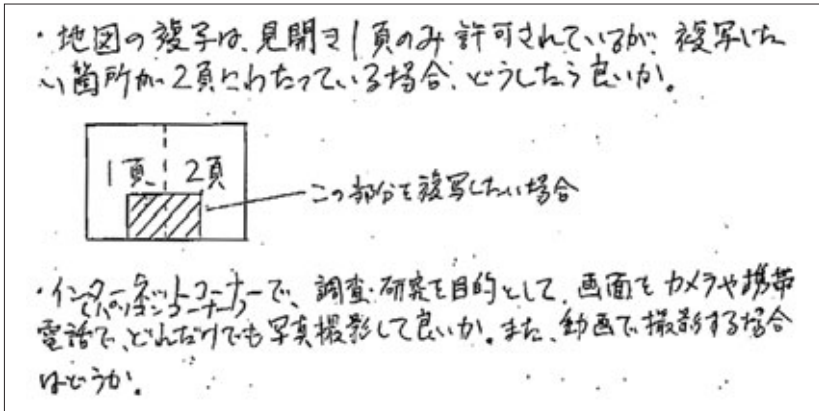


図2 住宅地図の複写サービスについての質問

わたしは、図書館情報学を専攻範囲とする大学教員になった1980年代以降、少なくない図書館職員を対象とする講演会や研修の場に招かれてきました。そのような場合、図書館情報学が図書館という現場をもつ臨床の学問分野だと思っていますので、わたしのスピーチが終わったあと、現場の理解を深めたいという気持ちもあって、「なにか質問がありますか、（わたしが勉強している範囲で）ていねいにお答えしますが」と現場からの‘レファレンスクエスト’を促すことを常としています。これまで一番多かった現場からの質問がこの‘ゼンリンの住宅地図についての複写サービス’です。それだけ利用者との間にトラブルが多く、現場の人たちが板ばさみになって悩ん

# コピーサービスについて

著作権法により著作物は保護されています。図書館では調査研究の目的に取り、当館所蔵資料のコピーサービスを行います。(CD・ビデオ等の音声・映像資料は除く)

1. 公表された著作物の一部分のみ(半分を超えない範囲)
2. 同一個所のコピーは一枚のみ
3. 雑誌・新聞の最新号のコピーはできません  
著作権法第31条の規定により、図書館では雑誌・新聞等(定期刊行物)については発行後相当期間を経過した(次号が発売された)ものでなければコピーできません。

◆白黒コピー ※10/枚 ※最大A3サイズまで  
 ◆カラーコピー ※100/枚  
 1階メインカウンターで【資料複写申込書】をご記入ください

---

## 住宅地図のコピーサービスについて

1. 見開き(2ページ)の半分を超えない範囲のみ
2. 同一個所のコピーは一枚のみ

2016/4/19

図3 ある図書館に掲出されていた複写サービスに関するポスター

でいられるのだと思います。(利用者→図書館(職員)←ゼンリン)という構図のなかで、少なくない関係する利用者市民は、納得のゆく図書館サービスを受けているという認識がもてないのだと思います。

最近、たまたま訪れた北陸地方の公共図書館でも図3のようなポスターが

コイン式複写機の横に掲出されていました。住宅地図の複写サービスの検討に入る前に、このポスターについてみておきましょう。

‘コピーサービスについて’ というタイトルの下に「著作権法により著作物は保護されています。図書館では調査研究の目的に限り、当館所蔵資料のコピーサービスをいたします」とあります。これは著作権法31条が定める‘図書館等における複製等’を利用者に対して、職務上のサービスとして提供することを確認しています。そのあとの「CD・ビデオ等の音声・映像資料は除く」との文言は、著作権法31条1項は、図書館がCD・ビデオ等の音声・映像資料の‘複製サービス’の提供すること自体は否定していないにもかかわらず、音声・映像資料を一部分だけ切り出してダビングすることが業務としては面倒だから、図書館が利用者に提供するサービスメニューから除いているのです。そして、‘複写サービス’の範囲として、「1.公表された著作物の一部分のみ（半分を超えない範囲） 2.同一箇所のコピーは一枚のみ 3.新聞・雑誌の最新号のコピーはできません」と書かれています。‘3.新聞・雑誌の最新号のコピー’について「最新号のコピーはできません」とあるのも著作権法31条1項1号の文理解釈としては必ずしも正しいものではありません。当該規定は「公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供」できるとしているわけですから、定期刊行物のバックナンバー掲載の記事・論文等は特別に1著作物全体としていますが、新聞・雑誌の最新号についての複写サービスは本則に戻って‘半分まで’となるはずですが、ちなみに、ここでは‘定期刊行物’が対象とされており、‘不定期刊行物’は規定上は本則に戻り、一般の図書と同様に‘ひとりに1部、一部分（半分まで）’となるはずですが、一般に図書館実務上‘不定期刊行物’に対してはひとつの記事・論文の全体を複写サービスとしているように思います。

少し脱線することをお許しいただき、「新聞・雑誌の最新号のコピーはできません」とする日本の図書館界の‘非常識さ’について論及しておきます。

いま日本に限らず大学の研究活動には、民間企業等の開発研究につながることができる、産業構造の高度化に資する活発な基礎研究、応用研究が期待されています。特定の研究分野での‘一番乗り’競争が展開されているわけです。その大学の若手教員、大学院生には必ずしも潤沢な研究費、満足な研究環境が与えられているわけではありません。そのときにキャンパス内にある大学図書館の職員が自分の大学に所属する研究者や大学院生には当然のごとく学術雑誌の最新号に掲載された論文のコピーを提供しながら、他大学の図書館から複写依頼を受けたときには「すみません。コンプライアンスの観点からも、著作権法31条1項1号の定めにしたがわざるを得ず、お求めの最新号の論文は提供できません」と応えている姿をどのようにして合理化するのでしょうか。当該規定に面従腹背、半分だけ従いながら‘悪法も法’というバカなネゴトをいうこの国の大学図書館は最低です。(一方で良心的な関係者がオープン化に向けて努力されていることは十分に承知しています。また、学問分野が多様に細分化され、インパクトファクターが高く評価される著名な学術商業誌が存在する一方、きわめてニッチなマーケットが限定された学術雑誌が陸続と新発売される状況で、特定のすごく恵まれた研究者でなければ、個々の研究者がみずからの研究に必要な文献情報に満足のゆくだけアクセス、入手できる研究費は享受していません。)

この大学図書館の新刊(学術)雑誌についての論理矛盾は、実は公共図書館にもほんとうはあてはまる部分があるんです。教育基本法3条は‘生涯学習の理念’という条文見出しを備え、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。アメリカではオンラインの遠隔教育が盛んで、専門職の一定部分はインターネットを通じた大学(院)教育で学び、キャリアアップ、リカレント教育、継続教育を享受しています。遠隔教育を提供している大学の図書館が彼らをサポートする建前ですが、地元コミュニティの公共図書館もまた‘民衆の大学’と

して機能しています。また、日本だけでなく、アメリカも大学の授業料負担は大きく、勉学意欲をもった社会人の多くは、一定の講座やクラスを含め、非営利無償のサービスが受けられる、主体的学習の場である公共図書館を利用するのです。もともと高価で市民が個人ではアクセスできない雑誌の最新号については、公共図書館にも大学図書館と同様の事情が認められるように思います。ちなみに、アメリカの公共図書館のほとんどは、利用者市民に対してインターネットを介して電子雑誌の最新号を無償提供しています。

ひとこと付け加えておきますと、大学図書館としては当然、日本の公共図書館でも、著作権法 31 条 1 項 1 号の規定を乗り越えて、事実上、雑誌に掲載された記事・論文については新刊かどうかを問わず、一律、その記事・論文の全体を複写サービスの対象としているところがあります。

ここでポスターの‘コピーサービス’についてはひとまず終わり、この質問の本題の‘住宅地図のコピーサービスについて’に移ります。そこには、「1. 見開き（2 ページ）の半分を超えない範囲のみ 2. 同一場所のコピーは一枚のみ」とあります。その下の図には、「片面（1 ページ）は全体を複写できます」「ページをまたぐ場合でも範囲が見開きの半分以下であれば複写できます」と書かれ、これらの場合にはこの図書館では複写サービスとして認めています。また、「見開きの半分を超える範囲は複写できません」「見開き（2 ページ）の両方は片面ずつでも複写できません」とされ、これらの場合にはこの図書館では複写サービスはいたしません、としています。

住宅地図に関する図書館でのオーソドックスな複写サービスの取扱いは、いまとりあげたポスターに書かれている通りで、この質問にある住宅地図の複写サービスについては見開き 2 頁にまたがっていても分量が 1 ページ以下の場合には実務上は OK とされています。これで住宅地図についてのこの質問に対する回答は果たしたことになりますが、長期にわたって日本の図書館現場を悩ませている住宅地図の複写サービスに関連して、もう少し検討を深めておこうと思います。

日本の図書館の世界の要、ナショナルライブラリーの位置を占める‘国立



国会図書館’の住宅地図についての複写サービスの現実はどうなっているのか。立法府の一角を占める国立国会図書館は少なくとも日本国民全体にサービスを提供する法的責務を負っています。永田町本館、関西館の近隣に居住していなくても‘遠隔複写サービス’を受けることができる建前です。国立国会図書館に対して一定の料金を支払って享受できる‘遠隔複写サービス’の対象は、外国人もOKの国立国会図書館の所蔵資料、および国内在住の個人に限られるのが契約によって国会図書館の館内で利用できる電子ジャーナルです。ところが、電子資料と録音映像資料（CD、DVD等）に加えて、住宅地図は国立国会図書館の遠隔サービスの対象外とされているのです。この永田町本館にゆくか、京阪奈の僻地の関西館に出向かないと住宅地図は利用できず、来館後に地図室カウンターで持出し手続きをしてから複写カウンターに申し込んではじめて住宅地図の複写サービスを受けることができます。この取扱いにもあらわれているように、日本の図書館の世界において、住宅地図は相当に特殊な位置づけを与えられているのです。

株式会社ゼンリンの「住宅地図の複写」について（2005年1月11日）によれば<sup>7)</sup>、‘冊子体の地図が見開きの片ページまでに限定される理由’として以下のような理屈をあげています（この特定企業の言い分は、裁判所によって肯認されたものではありません）。

弊社では住宅地図の製作工程を踏まえ、著作権法の趣旨に沿い検討を重ねた結果、…複写を区割り図の半分を超えないこととする結論にいたりました。

この結論にいたるまでの弊社の考え方は、以下の通りです。

- (1) 弊社住宅地図は、各区割り図ごとに創作されたものである。

7) この株式会社ゼンリン「住宅地図の複写」について（2005年1月11日）は同社のホームページには公表されておらず、国立国会図書館勤務の南亮一氏が図書館職員に対して行った研修会で使用された資料に掲載されているもので、おそらく国立国会図書館等限定された公的機関に向けて発出されたもののように思われる。



- (2) 住宅地図帳そのものは別個独立の著作物である各区割り図の集合物である。
- (3) 弊社住宅地図について、著作権法 31 条における著作物とは、区割り図（住宅地図見開き 2 頁）をいう。
- (4) 著作権法 31 条により複写サービスを許される著作物の一部とは、弊社住宅地図については、各区割り図（住宅地図見開き 2 頁）の半分（1 頁相当分）を超えない範囲をいう。

これを見て分かることは、国立国会図書館をはじめとする日本の図書館の世界は、その当否を図書館の利用者の立場を十分に忖度することなく、‘権利者’である住宅地図を作成し、出版している一企業の言い分を鵜呑みにしているかのような事情を理解することができます。当該企業は、大阪市なら大阪市の住宅地図帳を、異なる複数の著者がそれぞれの立場から自分に割り当てられたテーマについて書いた論文を編集した論文集や複数の芸術家が作成した芸術作品を一定の順序で並べた作品集のようなものだというのです。大阪市住宅地図帳は、独立した個々の著作物を配列した集合著作物との理解です。しかし、住宅地図帳の一定の方針の下に作成された各区割り図は、全体としてひとつの大阪市総体の一部をなすもので、同一図書の章や節に相当するものとみたほうが自然のように思われます。この考え方にしたがえば、図書館利用者は大阪市住宅地図帳の半分まで複写サービスを享受できることになります。

もっとも、国立国会図書館は、(冊子体の地図帳)「一冊の中に掲載されている図のひとつひとつを、ひとつの著作物とみなします。地図帳は、複数の著作物が集まったものとみなします。著作権の保護期間内の場合、著作権者の許諾なしでは、見開き片頁しか複写できません<sup>8)</sup>との解釈を採用しています。ある種の‘行政解釈’としての権威は備わっていますが、裁判所の判断に服したものではありません。

ひるがえって、この国の著作権法 2 条 1 項 1 号は、‘著作物’を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲

8) [https://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/entry/theme-honbun-601008.php](https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-601008.php)

に属するものをいう」と定義しており、この定義はベルヌ条約にも連なり、世界標準といえます。‘個性’‘創作性’こそが著作物を著作物とする生命線にほかなりません。たんに飛行機を飛ばしての航空写真や衛星から撮影した画像は‘地図’に該当せず、‘地図’は一定の地表や水面という地球の表面に存在する様々な要素の中から一定の考慮、観点から情報を選択的に選び取って構成されたもので、地図作成者の個性と創作性がそこにおのずと発現するとされ、そこに‘図形の著作物’に含まれる著作物としての地図の著作物性が認められると考えられています。住宅地図は上空から俯瞰した画像から敷地境界線だけをなけば機械的に拾ったもののような線のみで描かれた構図がベースになっており、‘個性’や‘創作性’には乏しく、そこに見出される著作物性は相当に低いといわざるをえないように思います。もし、住宅地図の作成には莫大な人的、経済的資源の投入を必要とし、それは法的保護に値するといわれるのであれば、それは著作権制度の外の議論です。日本の著作権制度では、アメリカ同様、ヨーロッパとは異なり、多大の投資を必要とするデータベースを特別の権利 (sui generis) で法的に保護しようとはせず、‘額に汗’の努力は著作権法上認めておりません。

著作権法による権利の行使と認められる行為には私的独占禁止法は適用されず (21 条)、個性、創作性の備わった著作物性の相当程度高い表現については市場独占を認めることに合理性があると思われませんが、住宅地図の制作自体はアイデア、ビジネスモデルに過ぎず、アイデアに近い線描の表現物に対して特定企業の強烈的な権利保護の主張を野放しにしていますが、ゼンリン以外の住宅地図製作企業 (実際に数は少ないが特定地域の住宅地図を作成するものは存在します) の新規参入を促し、一部地域であれ市場競争が生まれたほうがよいようにも思われます。ゼンリンという住宅地図のガリバー企業は、住宅地図の製作・販売にとどまらず、そこで得た企業活動の成果を現代の流通・交通および市民生活に必須不可欠のカーナビ・ソフトの開発・提供でも大きな利益を得ており<sup>9)</sup>、新たな創意あふれる製品の研究開発に向かわ

9) <http://www.zenrin.co.jp/product/carnavi/topic.html>

せたほうが公共の利益にも合致すると思われます。

ある公共図書館のホームページから一度この住宅地図の複写サービスに関する利用者の疑問と図書館とのQ&Aをひろっておきます。「なぜゼンリンの住宅地図や道路地図は、見開きの一部分しかコピーできないのですか?」「ゼンリンの住宅地図や道路地図は、見開きでひとつの著作物になっています。そのため図書館でコピーできるのは、見開きの半分までとなります。』<sup>10)</sup>

国土地理院作成の測量図や海上保安庁水路部作成の海図・航空図の利用は、著作権法の権利制限規定に服するほか、それぞれ測量法、水路業務法によって規律されています。国土地理院が作成した秩序立てられた情報満載の詳細な地図については、調査研究目的のためであれば、その図葉一枚の全部が複写可能とされています<sup>11)</sup>。水路業務法24条は、「海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない」としており、直接「航海・航空の用に供する」ことのない図書館での海上保安庁水路部作成の海図・航空図の複写サービスについては、著作権法31条1項に服することになります。海図・航空図を所蔵する公共図書館は、利用者に対して、国土地理院と同様の複写サービスを行っているようです。日本の公共図書館の住宅地図に関する複写サービスの実務については、著作権制度全体のなかでもバランスの悪いものになっているということは認識されるべきもののように思います。図書館で住宅地図の複写サービスを受けるのは一般市民というよりは、その大半が(中小)企業など商業的目的に出るもので著作権法31条によって保護すべきではないとの意見もありそうです。だとすれば、関係者には、公共図書館の

10) <https://tosyokan.city.mishima.shizuoka.jp/qacontents.html;jsessionid=F08AE2F9C679B578207749BB131E6E4D?0&pid=85>

11) 「国土地理院刊行の地図等の複写について」(国土交通省国土地理院総務部総務課長発日本図書館協会会長宛て国地総務第325号、平成20年3月18日)

ビジネス支援サービス, small business supportをどのように理解するのか聞いてみたいと思います。

## 補足 1

住宅地図について、図書館が利用者市民に提供する複製に関するサービスについては、これまで日本図書館協会（著作権委員会）は「見開き2ページの半分、片側1ページ」という業者（株式会社ゼンリン）の言い分をそのまま受け入れてきた<sup>12)</sup>。株式会社ゼンリンは、顧問弁護士とも相談を重ね、見開き2ページが「区割り」と呼ばれる住宅地図作成の単位でこれが1著作物となり、著作権法31条1項の従来からの理解によってその一部、半分まで図書館での複写サービスの範囲ということになる。住宅地図帳についての図書館での複写サービスは、見開き2ページの半分、通常は片側1ページが上限ということになる、というのである。また、この業者の事前相談を受けた、著作権法を所管する文部科学省の外局、文化庁もまた見開き2ページを1著作物とみる考え方を採用してきたとのことで、日本図書館協会は同協会の出版物『図書館雑誌』掲載の記事においてもこの考え方に追従したとされる。

しかし、これは文化庁ももともとはそのような考え方を基礎としていたようであるが、特定の都道府県や市町村、河川流域等の1枚もしくは複数枚の完結した地図全体については、その全部が1著作物のはずである。かつてはこの業者も、地元図書館からの複写サービスの可能範囲については、営業所により対応がバラバラであったそうで、見開き2ページを1著作物とする考え方と住宅地図帳1冊を1著作物とする考え方とが並立し、混乱していたとのことである。以前は国立国会図書館は住宅地図帳1冊の半分まで複製サービスをしていたとのことであるが、このような業者が見開き2ページが1著作物と主張する動きの中で、現在の見開き1著作物の考え方に縮退したよう

12) JLA著作権委員会「住宅地図の複写はなぜ見開きの片側だけなのか」図書館雑誌 98巻3号(2004.4), p.161.

である。また、現在では地図帳 (atlas) に含まれる見開き 2 頁を 1 著作物とする考え方も広まっているとされる。

ひるがえって、住宅地図に関する裁判事例に徴すれば (富山住宅地図事件 (富山地判昭 53・9・22 判タ 375 号 144 頁)), 「住宅地図のような場合には、(関係情報の) 取捨選択等の幅がかなり狭く、その結果表現の幅が狭くなる結果創作性が否定されるものもあろうし、著作物性が認められても保護の範囲が狭く認定されることも多いと考えられる」<sup>13)</sup>との見解には、利用者の利益を配慮する図書館職員は十分に耳を傾け、自分自身のアタマで考えるべきもののように思われる。

所管官庁の行政解釈が業者の強欲な市場維持の論理を支える姿は健全ではないであろうし、それに盲従するこの国の図書館界の思考停止の病理もまた重いといわざるを得ないように思う。余計なひとことを付け加えれば、知的財産的な価値をもつ情報の大きな部分を単一の著作権制度でカバーしようとする思考形態にも問題があり、本来は具体的な関係当事者の交渉による妥協の産物である個別契約やバランスのとれた社会経済的慣行の形成にゆだねるべき部分があるようにも思われる。著作権万能のイメージの肥大がこわい。

質問 21 インターネットコーナー (パソコンコーナー) で、調査・研究を目的として、その画面を利用者がカメラや携帯電話で、どれだけでも写真撮影してもよいか。また、動画で撮影する場合はどうか。

この質問は、きわめて日本的で、図書館もまたガラパゴス状態にあることを端的にあらわしています。ある意味で公共図書館の世界標準を示した『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版』をみると、「図書館は、すべての市民が、経済的な事情にかかわらず、電子形態で利用できる情報にアクセスできるように、インターネット/ワールドワイドウェブへの無料のアクセスを市民に対して提供しなければならない。図書館は少なくとも市民が利用できる 1 台のワークステーションと、図書館職員と共用しないプリン

13) 中山信弘『著作権法 第2版』有斐閣, 2014, p. 100.

ターを1台設置しなければならない]<sup>14)</sup>とされ、図書館が備えなければならない機器・設備として「一般市民が利用できるワークステーション、プリンター、CD-DVDドライブ、複写機、スキャナ、ウェブカメラ、マイクロリーダーなど]<sup>15)</sup>と記されています。ここから分かるように公共図書館にはプリンターが置かれて当然で、利用者持参のカメラやケータイの写真機能を使わなくても、アクセスできるウェブページはコピープロテクションが施されていない限り、プリントアウトできるのが当然とされています。日本では東海地方のある市立図書館でこのような状況を知る図書館長が利用者用PCにプリンターを接続し、プリントアウトをサービスとして実施したところ、その館長の後任の館長がそれを直ちに廃止したという事例があります。

アメリカの公共図書館ではカウンターで5ドルでUSBメモリを販売していたりします。図書館でアクセス、利用できるデジタルコンテンツは一定程度それにコピーし、保存することが認められているのです。日本の図書館では館内設置のPCのUSBのくちをふさいでいるところがあると聞かされています。どうなっているのでしょうか。誰のための図書館か、いぶかしくなってきました。

プリンターのついていないPCの利用を強いられる日本の図書館利用者に対して、利用者が必要とする情報が掲載されているウェブページにでくわしたとき、手書きでそれをメモにとることを当然と考える図書館職員の感覚はどこからでてくるのでしょうか。自宅やオフィスでは当然のようにプリントアウトしながら、‘みんなの図書館’ではままならない。日本の著作権法30条1項が定める私的複製 (private copying) もまた世界標準で、どこの国でも著作権法上許容されています。この30条1項は場所を問題とする規定ではなく、複製主体を規律するものです。図書館という場所でも、書写・模写

14) クリスティ・クーンツ、バーバラ・グビン編 (山本順一監訳) 『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版:理想の公共図書館サービスのために』日本図書館協会, 2016, p. 87 下線は筆者。

15) クリスティ・クーンツ、バーバラ・グビン編 (山本順一監訳) 『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版:理想の公共図書館サービスのために』日本図書館協会, 2016, p. 93 下線は筆者。

(これ自体が複製行為にははかなりません)はOKとされるわけですから、適法に占有する図書館資料の一定範囲の私的複製は認められるものだと考えます。ましてや、世界標準に違背しプリンターを設置していない図書館についての調査研究目的にでる緊急避難的行為ですから。

うえに述べた通り、コスモポリタンのわたしは図書館においても、著作権法30条1項の適用があると考えerべきだと思いますが、偏屈な図書館は館内設置のPCの所有権を盾に利用者のデジカメやケータイでの撮影を拒むことは法的には可能だとも考えます。しかし、それでは誰のための図書館か、さっぱりわからなくなります。

## 補足2

市民の利用に供されている図書館内に設置されているインターネット接続のPC、ワークステーションに関して、そのアクセス、閲覧したインターネット画面のプリントアウトの提供について、日本の図書館の人たちが無自覚、無批判に追従している‘権威ある見解’にも言及しておきたい。上にふれた世界標準を理解せず、業界団体としても十分な学識と経験を備えているかどうか疑わしい日本図書館協会の著作権委員会の論理<sup>16)</sup>をみておきたい。

2004年の『図書館雑誌』の‘そこが知りたい著作権’という特集記事のひとつで、図書館現場からの質問として次のようなものをあげている。「当図書館では、閲覧室にインターネット端末を複数台設置し、利用者が自由に利用できるようにしています。現在はプリントアウトを認めていませんが、利用者の利便性を考えると、将来的にはプリンターを設置し、自由にプリントアウトできるような体制にしたいと考えています。著作権法上の問題点を教えてください。」おそらく、人のよい日本の公共図書館現場の人たちの多くはいまだにこのような気持ちを抱いているのだと思う。

この問いに対する‘権威ある業界の模範解答’は、利用者に対する図書館

16) JLA著作権委員会「インターネット画面のプリントアウトサービスは可能か」  
図書館雑誌98巻4号(2004.5), p.300.



での複製に関するサービスの根拠規定は著作権法31条1項しかないとの前提にたっている。サイバースペースに浮かぶ現在では1兆ページを超えるインターネット情報資源は図書館で所蔵する「図書館資料」ではないので、同法31条1項の規定を発動できず、図書館内では利用者のためにプリントアウトできるはずがない、というのである（そこには「インターネット情報というのは、他館から借り受けた資料と同じく、その図書館の所蔵する資料ではありません。したがって、この規定を適用することはできないのです」と書かれているが、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会、2006）の運用によって図書館協力により他館から取寄せた（館内資料ではない）資料については、実質的に図書館資料ではない館外資料であるにもかかわらず、すでに著作権法31条1項を準用してしまっている）。1997年6月26日に下されたアメリカ連邦最高裁の有名な通信品位法違憲判決<sup>17)</sup>の一節には、「ウェブは、読者の視点から見れば、（当時は）数百万の容易に利用でき、索引が付与された出版物および拡大を続ける商品とサービスを提供するショッピングセンターの両方になぞらえることができる」と述べられており、インターネット情報資源は地方の中小規模の公共図書館の資料の不足を補うものとの認識がうかがえる。

商業サイトに限らず、一般にウェブページの管理運営者は、自分がインターネット上に公開しているウェブページについては世界中の人たちにアクセスし、見てほしいはずであり、コピープロテクションを施していなければ時間と場所を問わずコピー、プリントアウトを当然に容認しており、図書館だけコピー、プリントアウトを許さないとの意識をもつはずがない。これを「黙示の許諾」（implied consent）というが、この現実を追認するだけの「黙示の許諾」という世界に広く浸透しているあたりまえの認識に対して、黙示の許諾という考え方が「一部の論者から示されていますが、一般的には、こ

17) Reno v. American Civil Liberties Union 521 U. S. 853(1997)

<<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/521/844/case.html>>



のような見解は主流ではありません」と図書館協会の著作権制度の権威はのたまう。そして図書館職員が図書館でプリントアウトさせないことを当然とする、この不合理、不自然さを放置しつつ、「『図書館の情報化促進のため必要』という考えから、(館内設置のインターネット接続端末のプリントアウトを) 文部科学省社会教育課が文化庁に対して改正要望を出しています」との行政内部の動きを伝え、我関せずを決め込んだのである。日本図書館協会の関係者は、図書館を所管する社会教育課の動きを支持するこの見解を公表してから12年間、図書館利用者のためになんの動きもしていない。

実は日本の公共図書館のなかには、少なくない図書館がこのような無神経、無思慮の現実離れたバカな図書館協会の言い分を無視し、プリントアウトを事実上実施している(そうしないと利用者の信頼が得られない)。

大学の教育研究にはコンピュータとインターネットは不可欠どころか基盤的施設設備にはかならない。日本でも大学図書館では、その大半が館内に設置したインターネット接続端末でアクセスしたインターネット画面やデータベースの画面は利用者学生、教員等に公然とプリントアウトさせている(商用データベースの画面のプリントアウトは契約による)。「大学図書館における著作権問題Q&A(第8版)」(2012)は回答のひとつとして上記の日本図書館協会と同様の意見を載せながらも、一方で「Web上に情報を公開する際には、それらが容易に複製可能であることを承知で公開しているはずであり、保存した情報を無断で別のサーバに載せて公開するなどの公正とは言いがたい利用をしない限りは、「黙示の許諾」により、特に許諾を得る必要はないという解釈もあります<sup>18)</sup>とし、ここでは‘黙示の許諾’を排除していない。

インターネットに接続したとき、そこでアクセスした特定のウェブページのプリントアウトは広く世界中でふつうに行われている。このとき私的複製

---

18) 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題Q&A(第8版)」2012, p. 24. <<http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>>

を認める著作権法30条1項とのかかわりについて言及しておきたい（アメリカ法ではこのhome copying ないしprivate copyingは連邦著作権法107条はフェアユース法理によって適法とする）。図書館協会の著作権制度の権威者は、「図書館施設内でのセルフコピーにはすべて著作権法31条が適用されるということから考えても、（インターネット画面のプリントアウトという）この場合にだけ30条1項が適用されると解釈されるのには無理があります」<sup>19)</sup>ともいうが〔それは比較法的にみて妥当ではない〕、館内での資料の素手による書写、模写という立派な‘複製’行為まで否定するのだろうか。著作権法2条1項15号に定義されている有形的な‘複製’という概念は、「小説や論文を筆写、謄写、複写、印刷したり、絵画や彫刻を模写、写真撮影したり、講演をテープに入れ、音楽をレコードに吹き込んだりする行為がこれにあたる」<sup>20)</sup>とされている。館内で利用者がノートやメモに行う資料の書写、模写という‘複製’行為は著作権法30条1項の私的複製としない限り、利用者は資料の抜粋、メモさえ取れなくなる。図書館内においても私的複製を定めた30条1項という著作権制限規定は原則的に有効だと考えるのはかたはない。

また、情報公開制度等においては、関係資料を閲覧させるとき、一般に謄写は当然のこととされており、複写も当たり前とされている行政実務慣行の成熟からすれば、図書館サービスもまた公立図書館が行う行政的なサービスであることから、インターネットは閲覧だけOKというのはあまりにもバランスを失した理解のように思われる。日本の公共図書館の保守的な人たちは、実態と遊離したところで、ばかげた素人丸出しの法解釈を墨守しようとしている、と感じるのはわたしだけであろうか。

図書館の内部に設置するインターネット接続端末の利用とプリントアウトについては、権利者側にとっても、‘目的外利用’に相当する商業的利用で

19) JLA著作権委員会「インターネット画面のプリントアウトサービスは可能か」図書館雑誌98巻4号(2004.5), p.300.

20) 半田正夫『著作権法概説 第16版』法学書院, 2015, p.137.

もしない限り市場に影響を及ぼす実害があり得ない。日本の図書館関係者が問われるべきは‘インターネット時代の世界の常識’にかなっているかどうかということである。周辺機器として簡易なプリンターが付されたラップトップなどを利用者が公共図書館に持ち込み、館内に敷設された無線LAN, WiFiに接続し、プリントアウトしたとき、図書館はこの利用者の行為を取り締まろうとするのだろうか。ばかばかしくて、議論する気にもなれない。

質問 22 自館で貸出対象としていない資料（雑誌等）や収集対象としていない資料（コミック、CD等）を相互貸借で取り寄せてほしいと利用者から依頼されたとき、図書館ではどのように対応しているのか、どのように対応すべきか、教えてほしい。（ILLの依頼先となる、利用者から求められているコミックなどの所蔵館は、コミックなどに相互貸借可能として制限が設けられていない場合において）

たとえば自館でコミックを収集対象資料としていない場合、図書館実務においては、自館の図書館資料の利用とのバランスを考慮し、所蔵館からの取り寄せを拒絶するところがあります。所蔵館が相互貸借に応えるという方針をとっている場合には、受付館が利用者の事情を参酌し、個別に対応することがあってもよいように思います。高校などの学校図書館が学習目的から積極的にマンガをコレクションの一部に加えているところもあり、調べ学習など、公共図書館の学校図書館との連携という時代の期待にも思い至れば、柔軟な対応が望まれるように思います。

質問 23 財源確保の為、除籍資料の販売ができないかと考えています。法令上や実務上の問題点があれば教えていただきたい。またその他での財源確保の例や除籍資料の有効活用の例があれば教えていただきたい。

日本国内においても、豊中市立図書館や新潟県の三条市立図書館などでも図書館の除籍資料の販売をしています。除籍資料は無償で市民に提供するとは限らず、リーズナブルな値づけで除籍資料を販売する図書館はあります。

豊中市立図書館の除籍資料を含みサイクル本の販売は、同市の「市民公益活動推条例」にもとづき、市民参加の事業として実施されています。日本の大学図書館のなかにも、除籍本の販売をしているところがあるようです。

公共図書館等の除籍資料の活用については販売に限られず、当該資料を未所蔵の図書館でそれを必要とするところに譲ることもあり、学校図書館や福祉施設に移管されることもあります。

アメリカの多くの公共図書館では、図書館友の会が入り口に近い館内の一室を図書館から借受け、市民から寄贈された中古の図書や雑誌を販売しているのは普通で、そのなかに当該図書館の除籍本が含まれていることもあります。

富山県立図書館での研修事業に招いていただいたことを感謝しています。参加者である図書館現場でけなげに働く人たちに対して、提出していただいた日頃の疑問、疑念についてわたしなりの考えをまとめてみました。わたしはアメリカの図書館の組織と制度、サービスを研究テーマとしてきました。アメリカと比較したとき、ときに日本の図書館職員はこれまで行ってきた先例を無批判に踏襲し、自分たちの業務が楽になるよう、自分たちのための図書館運営を心にかけているのではないかと思うことがあります（その結果がアメリカではまず見られない委託や指定管理者の蔓延につながっているといえれば言い過ぎでしょうか）。高度情報通信ネットワーク社会は20世紀には夢物語として書かれたSFの状況の多くが現実のものとなっていますし、今後ますますそのような傾向が強まることは確実だと思います。そこで実現される成果を図書館は新たな図書館サービスとして利用者に提供する義務があると、わたしは考えています。図書館現場の人たちは、制度的にも利用者の享受できる便益を極大化しようとする図書館サービスの充実に努める方向で、日頃抱かれている問題と課題に果敢に取り組んでほしいと切に願っています。